

剣淵町 子ども・子育て支援事業計画

みんなで支える豊かな未来 子どもが健やかに育つまち剣淵



©Kembuchi Town

平成 27 年 3 月

剣淵町

は し め に

国では、急速な少子化の進行と待機児童の増加、仕事と子育ての両立が困難になるなど、子どもや子育てを取り巻く課題を解消するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村においては新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

この3法の趣旨は、すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てできる喜びを感じられる社会を実現するために、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

本町では、これまで「剣淵町次世代育成支援行動計画」の基本理念である「みんなで支える豊かな未来 子どもが健やかに育つまち剣淵」を目指し、子育て支援施策を展開してまいりましたが、これらの実績を踏まえ、家庭、地域、保育施設、学校、行政などが、それぞれの役割を認識し、地域みんなで子育てを支援するための「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

計画の推進にあたっては、町民の皆様の知恵と支援をいただきながら、次の時代を担う世代が住みたい、住み続けたいと思うような子育て環境の充実したまちづくりに取り組み、未来に残したい町を創り上げていきたいと考えています。

最後になりますが、本計画を策定するにあたりニーズ調査等にご協力いただきました子育て世帯の皆様並びに幅広い観点から精力的に審議を重ねていただきました剣淵町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。 「剣淵町子ども・子育て支援事業計画」策定にあたってのご挨拶といたします。

平成27年3月

剣淵町長 早坂純夫



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 子ども・子育て支援新制度の概要.....	3
第2章 剣淵町の子どもと子育て家庭の現状と課題.....	4
第1節 子育て家庭を取り巻く町の状況.....	4
第2節 剣淵町における子育て支援サービスの状況.....	12
第3節 ニーズ調査結果からみた剣淵町の子育て環境について.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
第1節 計画の基本理念.....	20
第2節 計画の基本方針.....	21
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	23
第4節 基本目標.....	24
第4章 分野別施策の展開.....	25
第1節 子育て家庭を支援する地域づくり.....	25
第2節 子どもが健やかに育つ環境づくり.....	29
第3節 親と子がともに成長する環境づくり.....	32
第4節 仕事と家庭生活の両立の実現.....	37
第5節 子育てに配慮した安全安心の環境づくり.....	38
第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組.....	41
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策.....	44
第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策.....	45
第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策.....	47
第6章 計画の推進.....	52
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	52
第2節 計画の進行管理.....	52
資料編.....	53
1 剣淵町子ども・子育て支援会議設置要綱.....	53
2 剣淵町子ども・子育て支援会議委員名簿.....	54
3 計画策定の経過.....	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」とします）に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

剣淵町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「剣淵町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、「剣淵町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育所の地域開放や一時保育事業の実施など、子育て支援の充実に努めてきました。

本計画は、本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、これらの提供体制を定めます。

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

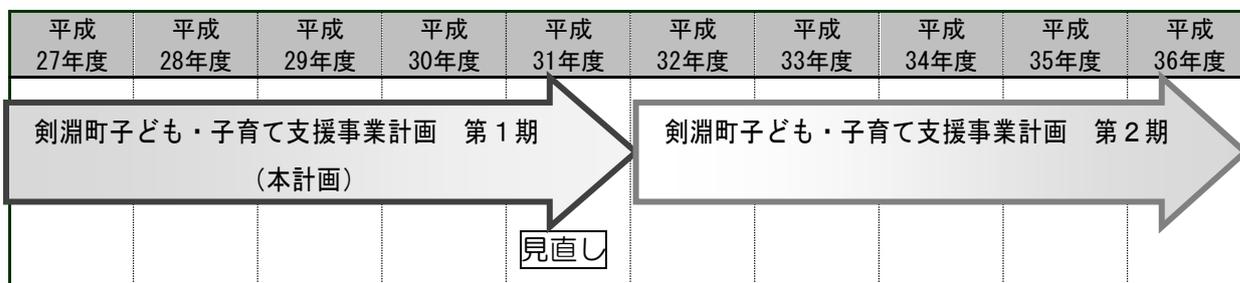
2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 2 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

なお、本町においては、町における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「剣淵町次世代育成支援行動計画」で掲げた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画は、平成27(2015)年度から、平成31(2019)年度までを計画期間とします。



第4節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことです。

これまで国では、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化対策として施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げています。このような基本理念の下、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、ひとり親家庭等の家族構成や、保護者の就労状況に応じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、基礎的自治体としての権限と責任が大幅に強化されました。

これらの国の新制度に対応しつつ、町の現状に適した施策を推進・展開していくことが必要です。

第2章 剣淵町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 子育て家庭を取り巻く町の状況

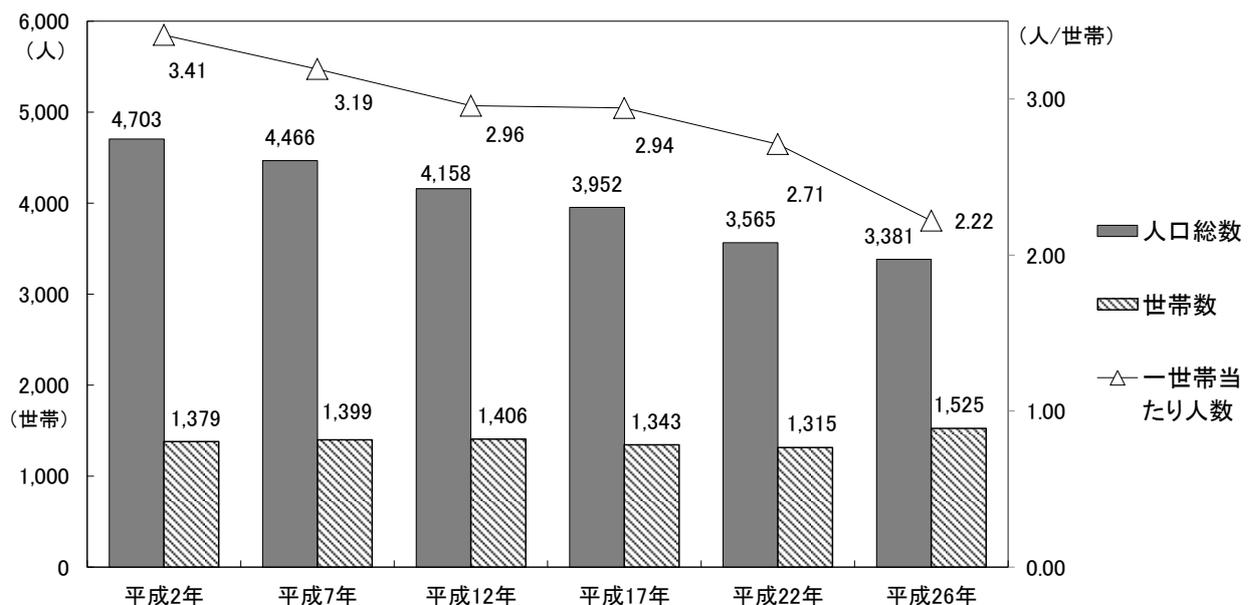
1 総人口と総世帯の状況

平成26年4月1日現在、本町の人口は3,381人で、世帯は1,525世帯、一世帯当たりの人数は2.22人となっています。平成2年からの人口の推移をみると、平成2年から減少が続いています。また、世帯数の推移をみると、平成12年以降、減少傾向にありましたが、平成22年から平成26年にかけて増加に転じています。一世帯当たりの人数は平成12年以降は3人を割っている状況が続き、世帯の少人数化が進んでいることがうかがわれます。

■人口と世帯数の推移■

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
人口総数	4,703	4,466	4,158	3,952	3,565	3,381
男性	2,220	2,090	1,982	1,920	1,705	1,618
女性	2,483	2,376	2,176	2,032	1,860	1,763
世帯数	1,379	1,399	1,406	1,343	1,315	1,525
一世帯当たりの人数	3.41	3.19	2.96	2.94	2.71	2.22

資料：国勢調査(平成2年～平成22年)、住民基本台帳(平成26年4月1日)



2 年齢3区分人口の推移

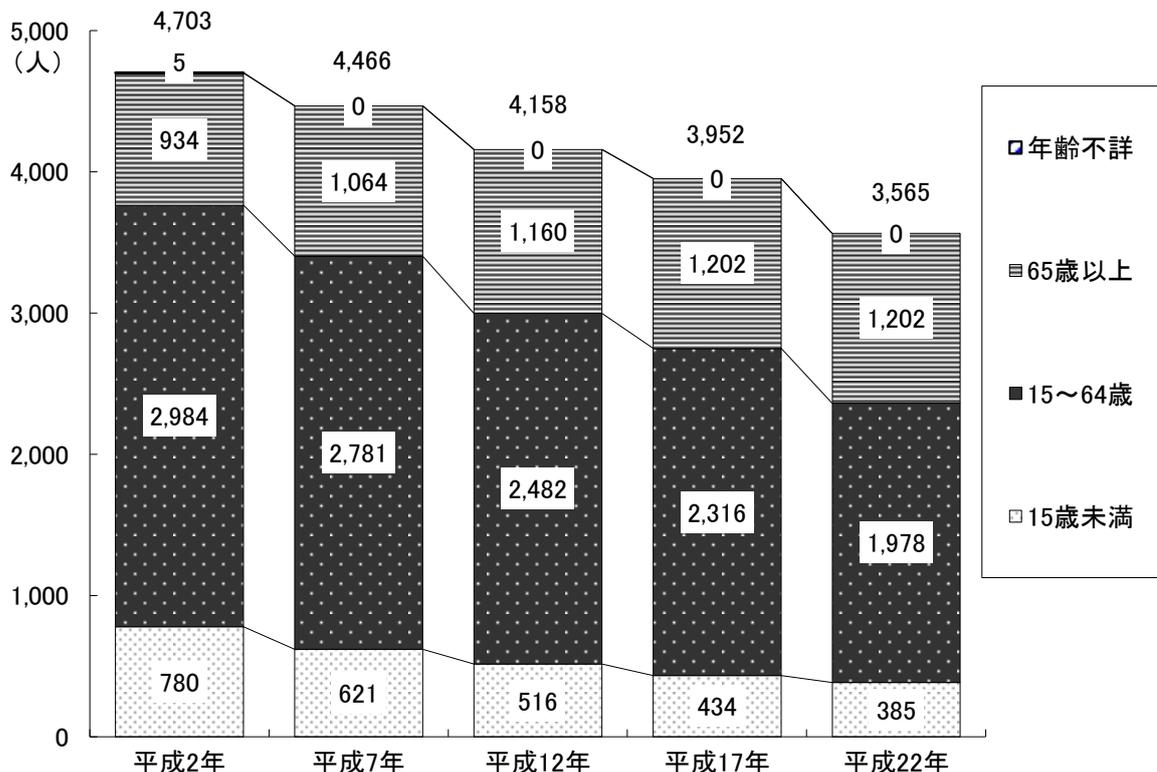
平成22年度の国勢調査によると、15歳未満の年少人口は385人、15～64歳の生産年齢人口は1,978人、65歳以上の老年人口は1,202人となっています。年少人口比率は10.8%である一方、老年人口比率は33.7%となっており、老年人口が年少人口の約3倍となっている状況です。

年齢3区分人口の構成割合の推移をみると、平成22年の年少人口については、平成2年の半分以上まで減少しているのに対し、老年人口については、平成2年の1.2倍以上増加しており、少子・高齢化が急速に進んでいます。

■年齢3区分人口構成の推移■

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	4,703	4,466	4,158	3,952	3,565
15歳未満	780	621	516	434	385
割合	16.6%	13.9%	12.4%	11.0%	10.8%
15～64歳	2,984	2,781	2,482	2,316	1,978
割合	63.4%	62.3%	59.7%	58.6%	55.5%
65歳以上	934	1,064	1,160	1,202	1,202
割合	19.9%	23.8%	27.9%	30.4%	33.7%
年齢不詳	5	0	0	0	0
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※表中の割合については、小数第2位で端数処理をしているため、合計が100%にならない場合があります。
資料：国勢調査



3 人口動態と婚姻・離婚

平成 15 年から平成 24 年までの人口動態についてみると、自然動態については、平成 15 年以降、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態でも社会減が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態では、平成 15 年以降、人口減が続いている状況です。また、婚姻や離婚の件数をみると、平成 25 年度は、婚姻 21 件、離婚 4 件でした。

■人口動態■

	人 口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 15 年	27	40	▲13	136	160	▲24	▲37
平成 16 年	32	51	▲19	125	151	▲26	▲45
平成 17 年	16	37	▲21	121	150	▲29	▲50
平成 18 年	33	56	▲23	110	142	▲32	▲53
平成 19 年	24	58	▲34	120	167	▲47	▲81
平成 20 年	22	39	▲17	97	124	▲27	▲44
平成 21 年	19	43	▲24	114	146	▲32	▲56
平成 22 年	17	37	▲20	101	146	▲45	▲65
平成 23 年	19	46	▲27	131	150	▲19	▲46
平成 24 年	17	49	▲32	95	117	▲22	▲54

資料：住民基本台帳（各年3月末）

■婚姻・離婚件数■

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
婚姻件数	18	17	9	21
離婚件数	4	3	3	4

4 世帯類型の推移

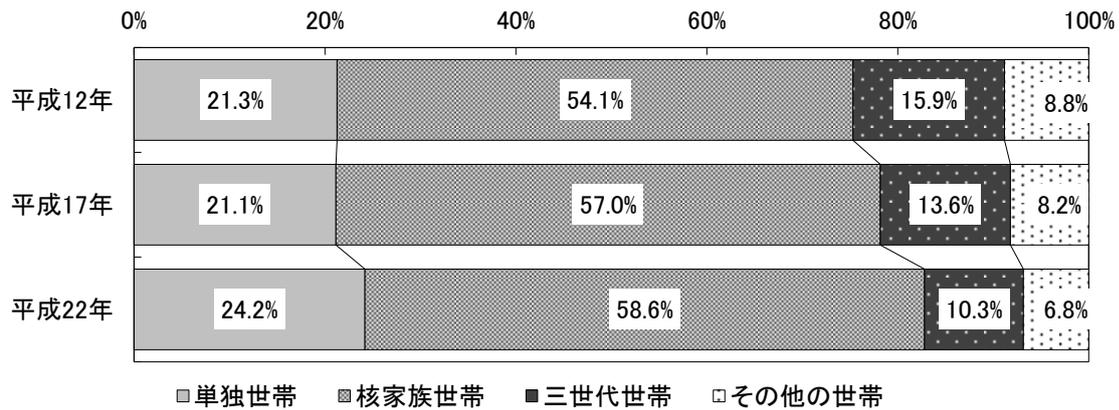
国勢調査によると、平成22年の一般世帯数の合計は、1,315世帯で、核家族世帯が771世帯、三世帯世帯が136世帯、単独世帯が318世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世帯世帯が減少しています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成22年では255世帯、一般世帯の19.4%で、減少が続いています。

■世帯類型等の推移■

	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	299	21.3%	284	21.1%	318	24.2%
核家族世帯	760	54.1%	766	57.0%	771	58.6%
三世帯世帯	223	15.9%	183	13.6%	136	10.3%
その他の世帯	124	8.8%	110	8.2%	90	6.8%
合計(一般世帯数)	1,406	100.0%	1,343	100.0%	1,315	100.0%

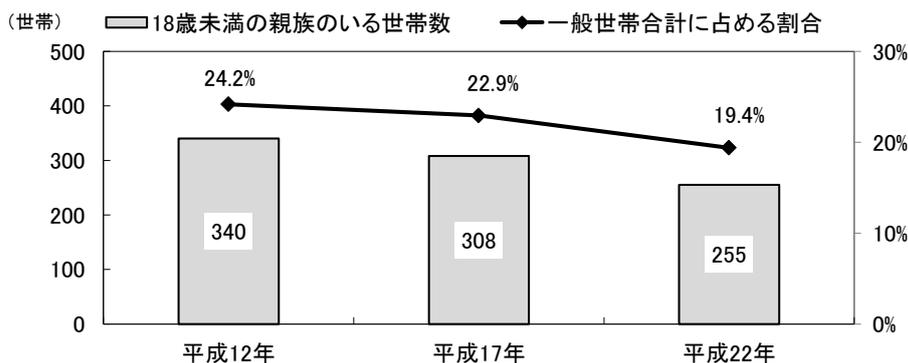
※表中の割合については、小数第2位で端数処理をしているため、合計が100%にならない場合があります。
資料：国勢調査



■18歳未満の親族のいる世帯数の推移■

	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の親族のいる世帯数	340	308	255
一般世帯合計に占める割合	24.2%	22.9%	19.4%

資料：国勢調査



5 女性の就業状況

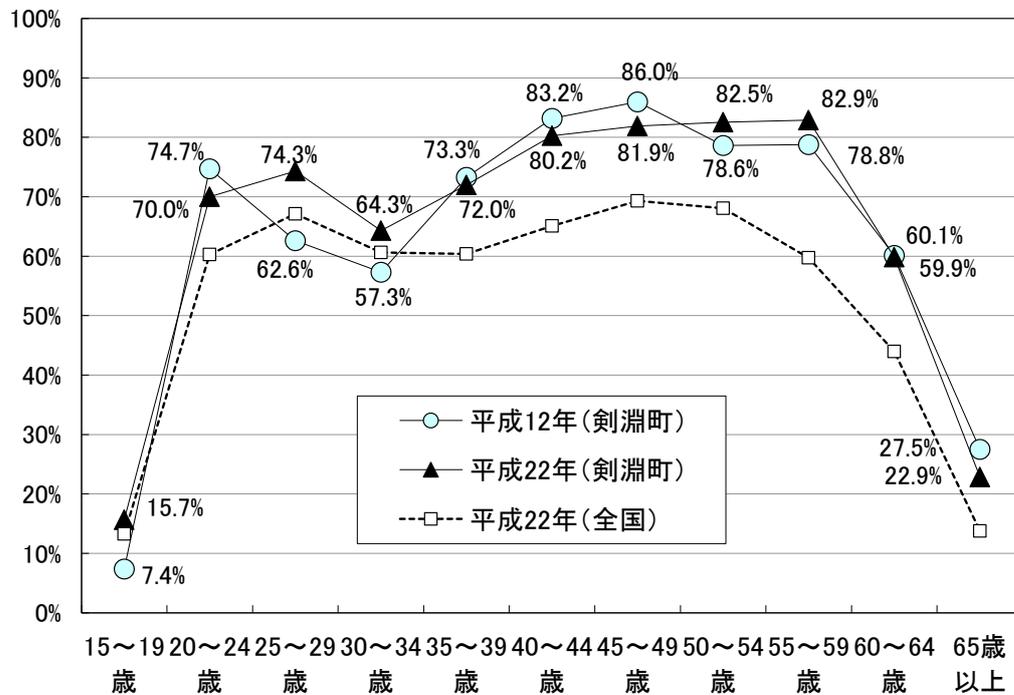
国勢調査によると、年齢別にみた本町の女性の就業率の傾向については、平成22年と平成12年を比較すると、出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなるいわゆるM字型曲線は、ほぼ緩やかになり、出産を契機とした離職はせずに、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

また、平成22年について、本町と全国を比較すると、すべての年代において、本町の方が女性の就業率が高くなっています。

■女性の就業者数の推移■

	平成12年			平成17年			平成22年		
	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合	就業者数	人口	割合
15～19歳	9	122	7.4%	10	104	9.6%	13	83	15.7%
20～24歳	68	91	74.7%	63	88	71.6%	42	60	70.0%
25～29歳	72	115	62.6%	50	71	70.4%	55	74	74.3%
30～34歳	51	89	57.3%	74	111	66.7%	45	70	64.3%
35～39歳	85	116	73.3%	58	88	65.9%	72	100	72.0%
40～44歳	109	131	83.2%	88	108	81.5%	65	81	80.2%
45～49歳	135	157	86.0%	108	131	82.4%	86	105	81.9%
50～54歳	125	159	78.6%	142	162	87.7%	104	126	82.5%
55～59歳	119	151	78.8%	102	154	66.2%	131	158	82.9%
60～64歳	95	158	60.1%	96	143	67.1%	88	147	59.9%
65歳以上	178	647	27.5%	178	676	26.3%	157	687	22.9%
合計	1,046	1,936	54.0%	969	1,836	52.8%	870	1,691	51.4%

資料：国勢調査



6 配偶関係の状況

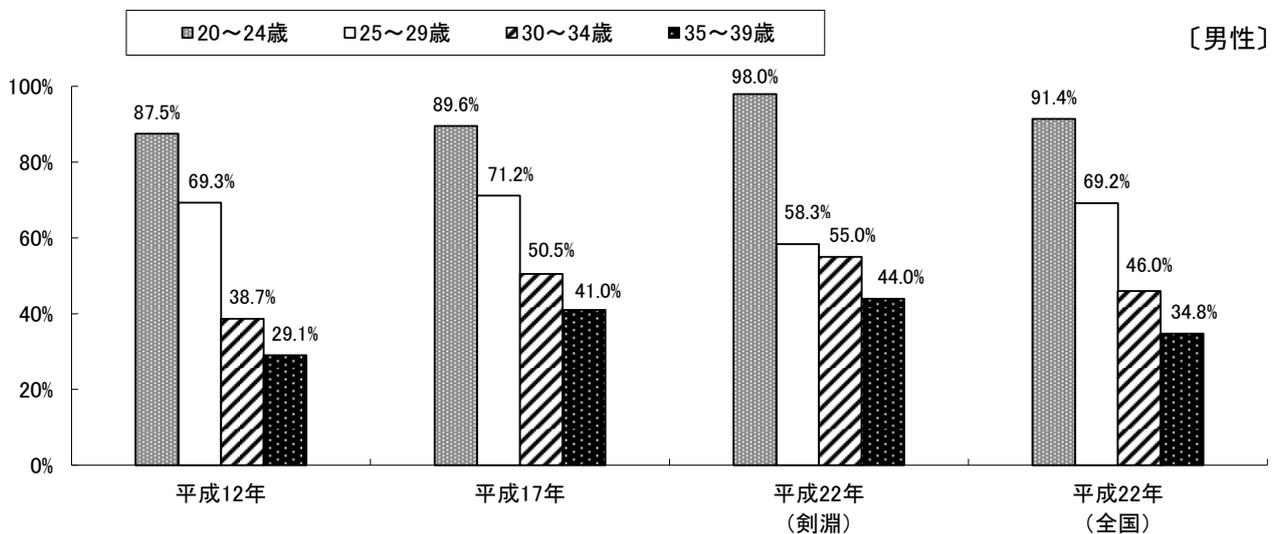
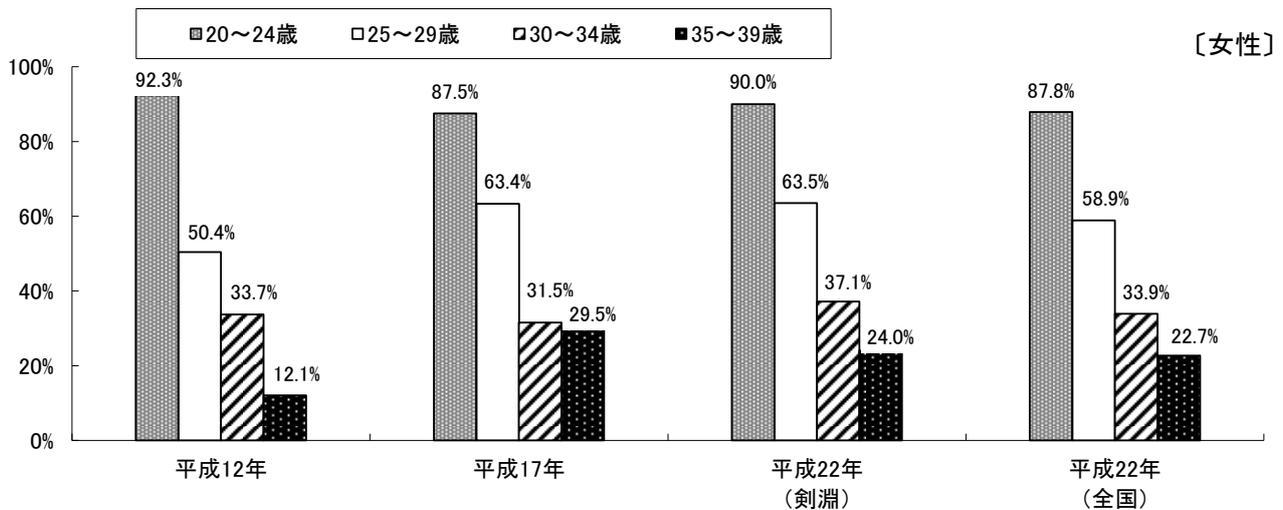
平成22年の20代、30代の未婚率をみると、35～39歳の層でも、男性の44.0%、女性の24.0%が未婚となっています。この割合は、平成12年と比較すると、男性は約1.2倍、女性は約1.7倍の未婚率であり、晩婚化・非婚化の傾向が見てとれます。

また、平成22年について本町と全国を比較すると、男性の25～29歳の層を除いて、本町の未婚率の方が高くなっています。

■未婚者数の推移■

性別	年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年	
		人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
女性	20～24歳	84	92.3%	77	87.5%	54	90.0%
	25～29歳	58	50.4%	45	63.4%	47	63.5%
	30～34歳	30	33.7%	35	31.5%	26	37.1%
	35～39歳	14	12.1%	26	29.5%	24	24.0%
男性	20～24歳	84	87.5%	60	89.6%	48	98.0%
	25～29歳	70	69.3%	74	71.2%	42	58.3%
	30～34歳	29	38.7%	52	50.5%	55	55.0%
	35～39歳	32	29.1%	32	41.0%	40	44.0%

資料：国勢調査



7 出生率の推移

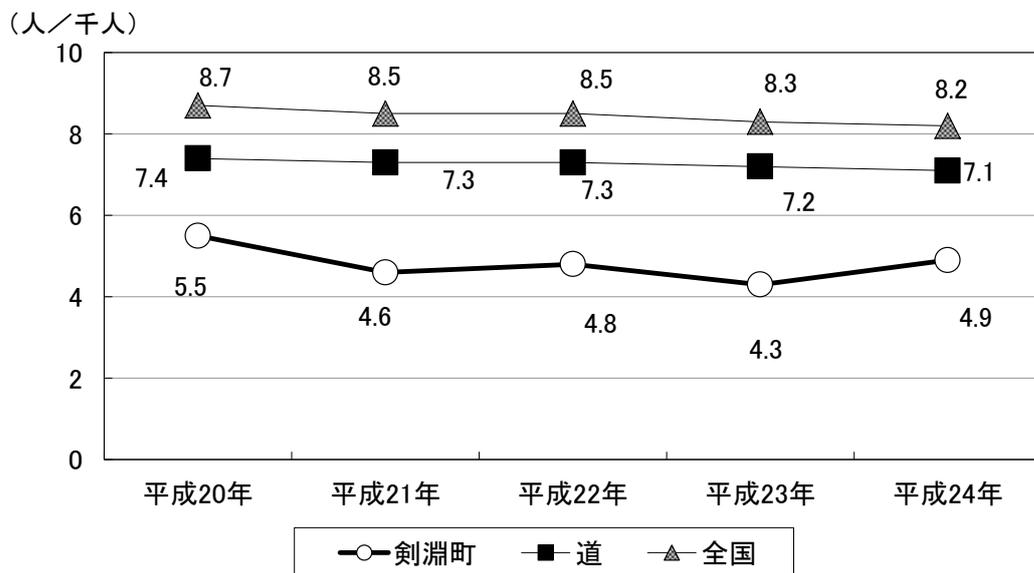
平成 25 年度の本町の出生数は 12 人で、減少が続いています。

また、人口動態調査によると、人口 1,000 人当たりに対する本町の出生率は、平成 24 年度は 4.9 人となっており、過去 5 年間 4～5 人の間で推移しています。また、全国や道の平均を下回る状況が続いています。

■出生数の推移■

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
19	17	14	12

■出生率の推移■



資料：人口動態総覧

8 児童人口の推移

本町の総人口は減少しており、住民基本台帳によると、0～11歳の本町の児童人口は、平成23年の283人に対し、平成26年では244人と、4年間で39人減少しています。

	児童人口の推移			
	23年度	24年度	25年度	26年度
0歳	12	14	13	14
1歳	20	15	13	13
2歳	16	21	18	16
3歳	16	15	19	22
4歳	26	15	15	15
5歳	26	27	13	14
6歳	35	26	27	16
7歳	23	33	25	27
8歳	27	24	33	25
9歳	31	28	24	29
10歳	18	30	27	26
11歳	33	18	30	27
12歳	26	33	19	25
13歳	28	25	34	21
14歳	33	28	25	35
15歳	35	38	29	26
16歳	45	43	42	38
17歳	30	45	40	40
18歳	24	27	38	34
0～2歳合計	48	50	44	43
3～5歳合計	68	57	47	51
6～8歳合計	85	83	85	68
9～11歳合計	82	76	81	82
0～11歳合計	283	266	257	244
0～18歳合計	504	505	484	463

資料:各年10月1日現在の住民基本台帳

第2節 剣淵町における子育て支援サービスの状況

1 妊娠



母子手帳交付

妊娠届出時に母子手帳を交付し、妊婦（又は家族）と面接し、妊婦の健康状態を確認し、その後の必要な支援を検討しています。

妊娠健康診査及び交通費の助成

妊婦健康診査にかかる費用、妊婦健康診査の受診先までの交通費の助成をしています。

〔利用件数の推移〕※延人数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
92 人	174 人	179 人	185 人

まんまるくらぶ（妊娠交流会）

妊婦同士の交流を図りながら、妊娠期の健康管理に必要な知識を得て、健康に出産に臨めるように支援しています。

〔利用件数の推移〕※延人数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
—	—	4 回 14 人	4 回 15 人

2 出産



各種手当

○出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産した時に、世帯主に対して1児につき42万円を支給しています。

○児童手当

中学校卒業まで（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）子どもを養育している方に支給されます。

○剣淵町子ども等医療費助成

出生時から中学生（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までの外来・入院の医療費（保険適用分）が無料となる助成を行っています。

各種健診

内容	対象	場所	備考
乳児健診	2ヶ月～1歳	ふれあい健康センター	*年6回（奇数月）に実施 対象範囲であれば月齢に関係なく受診できます
股関節脱臼検診	生後3～4ヶ月	士別市立病院	
1歳6ヶ月健診	1歳6ヶ月	ふれあい健康センター	*年4回実施 *同日に実施しています
2歳児健診	2歳		
3歳児健診	3歳		
4歳児健診	4歳		
歯科検診及びフッ化物塗布	1歳～ 小学校就学前まで	ふれあい健康センター	

○乳児歯科指導

乳児健診の際に乳歯が生えているおおよそ8～12か月児を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導や虫歯予防のための情報提供を乳児健診と同日に行っています。

新生児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・未熟児訪問指導事業）

子どもが生まれた全家庭に保健師が訪問し、身体計測や育児相談等を行っています。

〔利用件数の推移〕

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
17 人	16 人	16 人	10 人

親子で参加できる教室等

○びよまる教室（離乳食講習会）

母親が3～5か月の乳児を対象とした離乳食の基本を理解・実践できるように、栄養士による講習会を乳児健診と同日に実施しています。

〔利用者数の推移〕※延組数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
5 回 12 組	4 回 12 組	6 回 17 組	4 回 14 組

○離乳食教室

母親が5～13か月の乳児を対象とした離乳食について理解を深め、子どもの成長に応じた離乳食を進められるように、栄養士が情報提供を行っています。

〔利用者数の推移〕※延組数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
6 回 31 組	6 回 72 組	6 回 43 組	6 回 33 組

○けんぷちっこ料理教室（幼児食教室）

幼児期の親が抱える食の課題や改善に向けた情報や技術を提供しています。子どもの発達に合わせた幼児食を伝え、レシピも紹介しています。

〔利用者数の推移〕※延組数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
—	2 回 19 組	2 回 10 組	0 回

○のびのび子育て講座

乳幼児期の親子のふれあいを促す目的で、ベビーマッサージ講習会を実施しています。妊婦交流会も兼ね、妊婦が実際の子育てを見てふれあう機会、妊婦や子どもの保護者同士の情報交換の場にもなっています。

〔利用者数の推移〕※延人数

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
—	—	1 回 16 人	1 回 13 人

地域子育て支援拠点事業

剣淵町保育所内に設置している子育て支援センターでは、子育てに関する相談や、情報提供のほか、親子の遊びの場として、定期的に「わくわく広場」、「ちびっこあそびタイム」、「赤ちゃん広場」を開催しています。

〔子育て支援センター〕

名称	開催日時	場所
わくわく広場	月・木曜日(10時～12時・13時～15時) 水曜日(10時～12時)	剣淵町保育所
ちびっこあそびタイム	第1・2・3火曜日(10時30分～11時30分)	絵本の館
赤ちゃん広場	毎週金曜日(10時～12時)	剣淵町保育所

〔子育て支援センターの利用者数の推移〕※延人数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
270組 634人	287組 631人	729組 1,557人	544組 1,226人

君の椅子贈呈事業（出産記念品贈呈事業）

「生まれてくれてありがとう、君の居場所はここにあるからね」という思いを込めて椅子を贈る旭川大学大学院ゼミ生の思いから立ち上がったプロジェクトに本町も賛同し、平成19年度より、誕生した子どもに椅子を贈呈しています。椅子のほかに、出産記念品として絵本と誕生カードも一緒に贈呈しています。

〔君の椅子等贈呈件数〕

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
17人	16人	17人	11人

ブックスタート事業

地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。「大好きなお父さん、お母さんと絵本を介して、楽しいひとときを過ごしてもらいたい」という願いから、本町では、君の椅子贈呈式後などを利用し、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせを実施しています。

3 保育

保育所

保育所は剣淵町保育所の1か所で、おおむね1歳から小学校就学前までの児童を受け入れています。

また、保護者の仕事の都合などにより、町内に住所のない児童を受け入れる広域入所も行っていきます。

保育時間は、1日8時間を標準とし、月～金曜日の7時45分～18時まで（土曜日は、16時まで）開所しています。ニーズ調査からは、保育時間の延長や土日の開所を求める意見があり、課題と言えます。利用者数は、児童人口の減少に伴い減少しています。

開所時間			
月～金曜日	7時45分～18時	土曜日	7時45分～16時

※祝日及び12月31日から1月5日までを除く。

〔利用者数の推移〕※各4月1日現在。

	定員	平成22年度		平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		剣淵町 保育所	剣淵町幼児 センター	剣淵町 保育所	剣淵町幼児 センター			
0歳	90	0	0	0	0	2	0	0
1歳		1	3	4	4	5	7	6
2歳		13	6	5	8	14	9	12
3歳		12	9	13	8	14	15	16
4歳		18	13	13	9	20	12	19
5歳		12	5	19	15	23	19	13
合計		56	36	54	44	78	62	66
広域入所(再掲)		0	0	1	0	1	0	2

※平成23年度までの剣淵町保育所及び剣淵町幼児センターの定員は各70名でした。

※剣淵町幼児センターは平成24年度に廃止となりました。

一時保育

一時保育は、週3日以内又は月12日以内、8時から16時までの間で実施しています。利用者数は、平成24年度までは年間延40人前後でしたが、平成25年度は98人となっています。

〔一時保育の利用者数の推移〕※延人数 ※半日利用者=0.5

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
37.5	41.5	39	98

4 学童

放課後児童健全育成事業（学童保育所）

剣淵小学校の敷地内において、みどりがくどう「つちのご館」で実施しています。対象児童は剣淵小学校に就学している全児童としていますが、児童人口の減少に伴い、利用者数は年々減少しています。

保育時間	
月～金曜日	下校時～17時30分
土曜日(第2・第4)	8時15分～16時15分
長期休暇中	8時15分～17時30分

〔利用者数の推移〕 ※各年4月現在。入所日からの登録者数。

年間延人数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
低学年	75	64	64	57	54
高学年	36	40	10	21	15
合計	111	104	74	78	69

子どもの居場所づくり事業（わくわく放課後タイム）

絵本の館で、児童を対象としたおはなし会や工作教室などを開催しています。平成25年度は年39回実施し、延利用者数は1,212人でした。

開催時間
毎週火曜日 15時～17時

〔利用者数の推移〕 ※延人数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
41回 1,423人	39回 889人	39回 1,223人	39回 1,212人



第3節 ニーズ調査結果からみた剣淵町の子育て環境について

1 概要

本計画に係わるニーズ調査は、子育て中の保護者の教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするため、小学校6年生以下の子どもがいる全世帯を対象に、平成25年12月に実施しました。配布数と回収数等については以下のとおりでした。

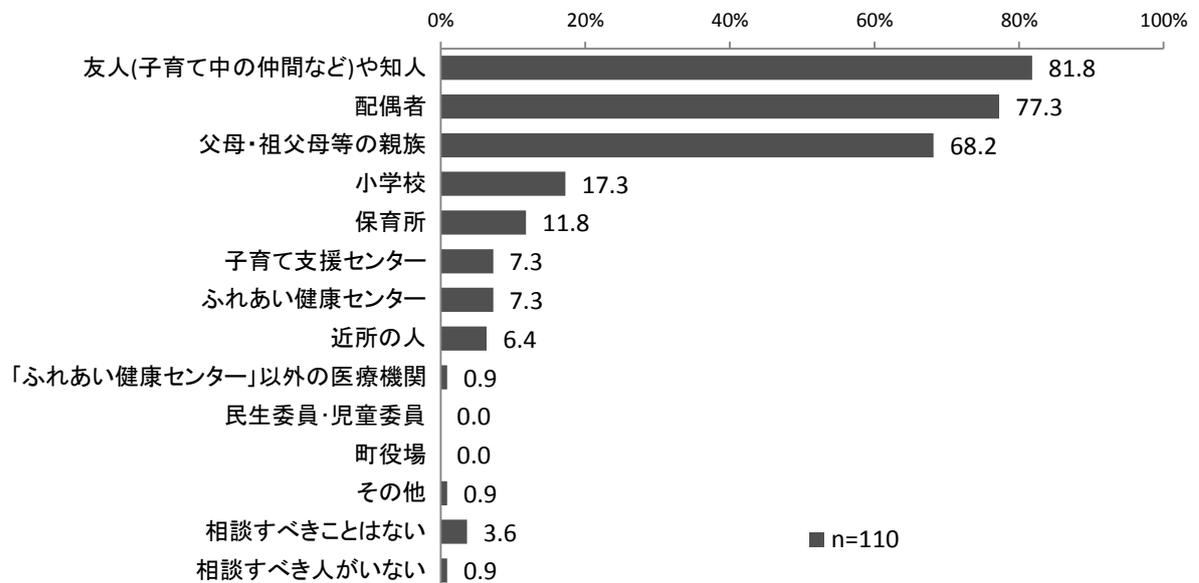
配布数	回収数	回収率	就学前児童数	就学児童数
152 票	110 票*	72.4%	71 人	124 人

2 子育てに関する悩みの相談先について

子育てに関する悩みの相談先は、「友人（子育て中の仲間など）や知人」が8割を超えて最も多く、次いで「配偶者」、「父母・祖父母等の親族」の順に続いています。

家族・親族よりも、子育て中の仲間などに相談する割合が高い結果になっています。

■子育てに関する悩みの相談先■



資料: 剣淵町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査(平成25年12月)

※グラフ中の n は、回答者数を表します。

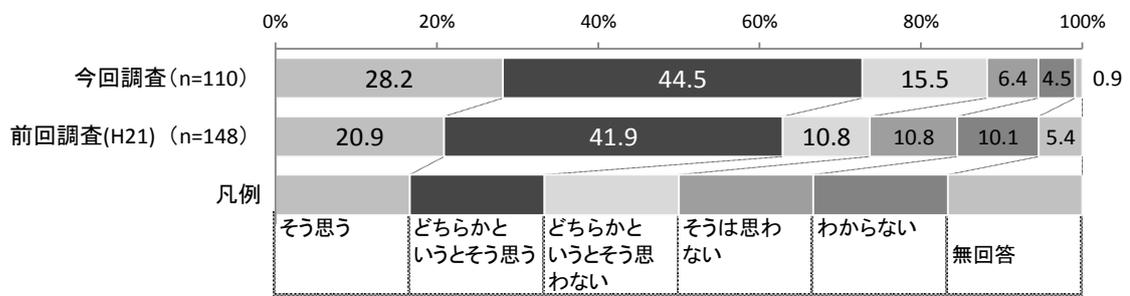
3 子育てしやすいまちづくりについて

本町が子育てしやすいまちと思うかという設問に対して、そう思う割合（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は72.7%で、前回調査（平成21年）の62.8%から10ポイント増加しています。

また、子育てのために重要な施策としては、「小児医療体制の充実」と「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が5割台半ばと回答割合が高くなっています。次いで「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」が4割台で続いています。

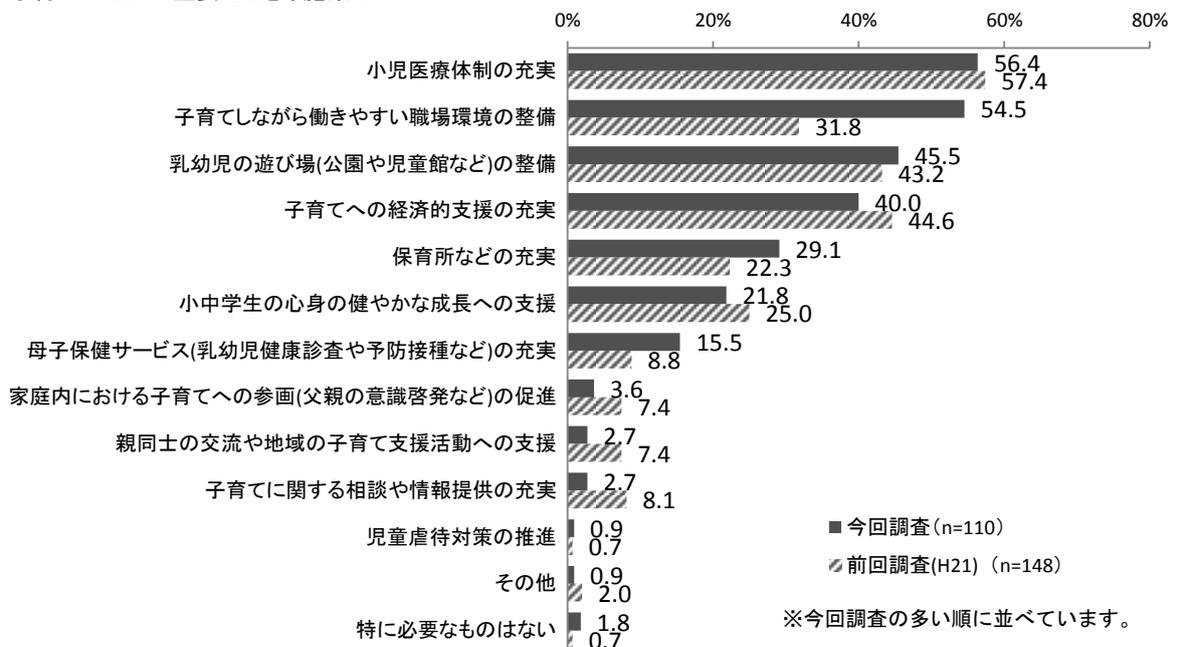
前回調査（平成21年）と比較すると、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」では20ポイント以上の増加がみられます。

■子育てしやすいまちと思う割合■



※nは、有効回答数です。

■子育てのために重要だと思う施策■



※今回調査の多い順に並べています。

資料：剣淵町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査（平成25年12月）

※グラフ中のnは、回答者数を表します。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、次世代育成支援行動計画を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

みんなで支える豊かな未来 子どもが健やかに育つまち剣淵

本町では、住民が未来に希望を持ち、また、安心して子どもを育てることのできる優しいまちづくりを目指します。



第2節 計画の基本方針

1 計画期間の推計児童人口

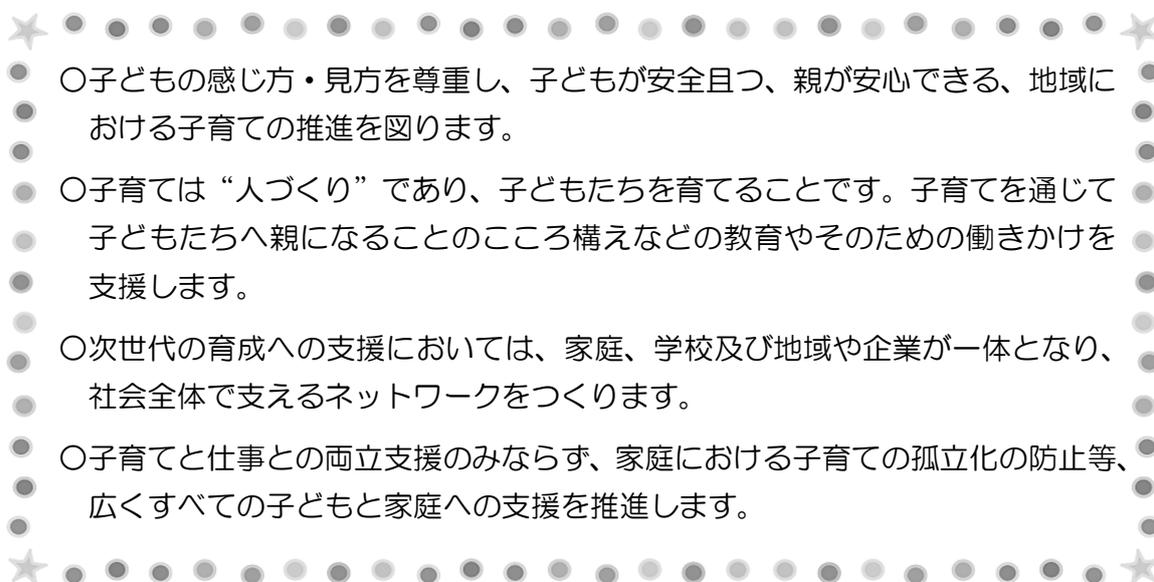
将来人口については、平成24年～平成26年の住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により推計しました。推計によると、0～11歳の本町の児童人口は、平成27年には227人に、平成31年には169人になり、5年間で60人弱の減少が見込まれます。

	計画年間の推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	12	12	12	12	12
1歳	14	12	12	12	12
2歳	16	14	14	14	14
3歳	16	16	14	15	15
4歳	20	15	15	13	14
5歳	13	19	13	14	11
6歳	16	12	22	14	16
7歳	15	15	11	22	14
8歳	27	14	16	11	23
9歳	23	26	13	15	10
10歳	30	22	27	13	15
11歳	25	29	21	27	13
12歳	25	24	27	20	25
13歳	27	24	26	29	21
14歳	22	26	25	28	31
15歳	39	21	28	27	30
16歳	33	37	27	35	34
17歳	35	32	34	26	33
18歳	34	34	27	29	22
0～2歳合計	42	38	38	38	38
3～5歳合計	49	50	42	42	40
6～8歳合計	58	41	49	47	53
9～11歳合計	78	77	61	55	38
0～11歳合計	227	206	190	182	169
0～18歳合計	442	404	384	376	365

資料：平成24年10月1日～平成26年10月1日の住民基本台帳人口をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値です。なお、「コーホート変化率法」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 計画の方向性

本町では、さらなる児童人口の減少が見込まれる中、安心して子育てができ、地域全体で見守る子育て支援体制の充実を進めます。そのため、基本理念のもと、計画の方向性を以下のように定めます。

- 
- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全且つ、親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
 - 子育ては“人づくり”であり、子どもたちを育てることです。子育てを通じて子どもたちへ親になることのこころ構えなどの教育やそのための働きかけを支援します。
 - 次世代の育成への支援においては、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。
 - 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。

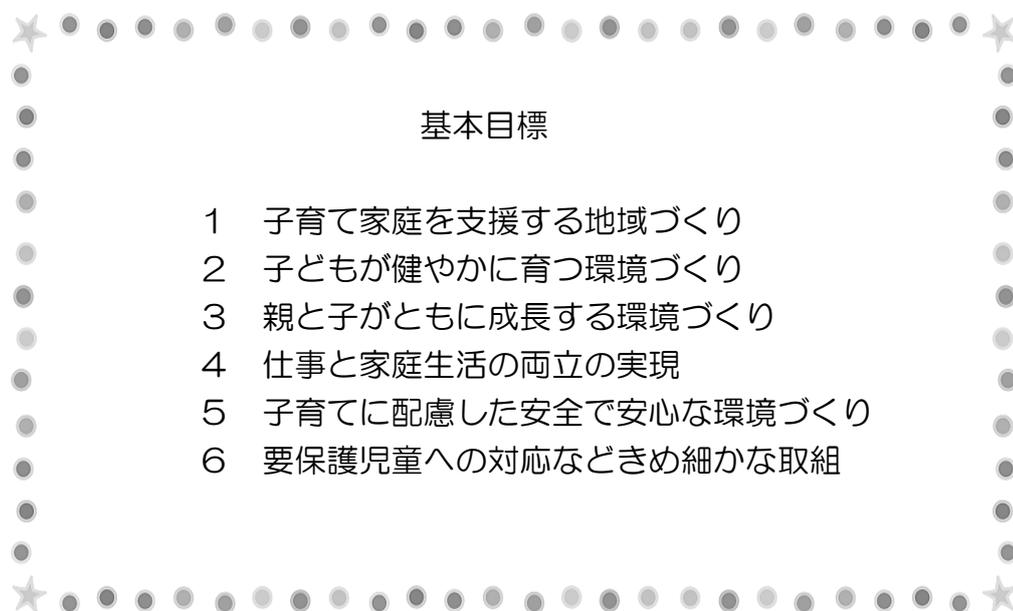
第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる見込量やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、保育所は剣淵町保育所が1か所あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、現在、小学校就学前の児童の教育・保育は、剣淵町保育所でサービスを提供しており、引き続き、町内全域で需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第4節 基本目標

4つの基本的視点に基づく基本理念を実現するために、次世代育成支援行動計画における基本目標を受け、以下の6つを基本目標として総合的に施策を推進していきます。



第4章 分野別施策の展開

第1節 子育て家庭を支援する地域づくり

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守ることができ、様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進、地域資源の活用等によって、子育て家庭を支援する地域づくりに取り組みます。

1 子育て支援サービスの充実

本町では、子育て家庭への交流、情報提供や相談の場として地域子育て支援拠点事業を実施しています。また、未就園児を対象とする一時預かり事業（一時保育）や、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育所）を実施しています。

引き続き、既存のサービスの充実を図るとともに、住民の力を活用した体制づくりへ向けて、人材の発掘・育成・組織化に努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に対し、交流の場の提供、育児相談や講座、情報の提供等を行う事業です。 子育て支援センターにおいて、「赤ちゃん広場」、「わくわく広場」、また、絵本の館において「ちびっこ遊びタイム」を実施し、育児相談や交流の場を提供しています。さらに、保健師や栄養士との連携により離乳食教室や妊婦教室を子育て支援センターで実施しています。特定の参加者に固定化する傾向があるため、参加していない親子に対する情報の周知や参加の促し等の方策を検討していきます。	住民課
2	一時預かり事業（一時保育）	保護者の就労や出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要となった児童を預かるサービスで、保育所において実施しています。今後も、事業内容を住民へ周知するとともに、ニーズに対応できる体制を整えます。	住民課
3	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、心身ともに健全な育成を図るために「みどりがくどう つちのこ館」で実施しています。発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、質・内容の充実に努めます。	住民課

No	事業名	内容	担当課
4	家庭的保育事業（保育ママ）	共働きの親に代わり、乳幼児を預かり、子育てを支援する事業です。育児の引き受け会員の人材の確保が難しいため実施には至っていませんが、引き続き人材の発掘・育成と行政の支援体制の整備に努めます。	住民課
5	ファミリー・サポート・センターの設置促進	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員になり、育児支援を行う事業です。育児の引き受け会員の人材の確保が難しいため実施には至っていませんが、引き続き人材の発掘・育成・組織化に努め、設置に向けての体制づくりに努めます。	住民課

2 教育・保育の充実

本町では、剣淵町保育所1か所において、小学校就学前の児童の教育・保育を提供しています。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、個別のニーズに柔軟に対応するとともに、保育士等の資質・専門性の向上に努めていきます。また、子どもたちがのびのびと過ごせるような環境づくりに努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
6	保育事業の充実	定員90名を維持し、個々の保護者のニーズに対応していきます。また、各種研修の受講や保育所内研修を実施し、保育士の質の向上に努めていきます。	住民課
7	延長保育事業	規則で定める保育時間を超える保育の実施については、個別のニーズに応じてできる限り対応しています。保育短時間認定を受けた子どもの延長保育について検討するとともに、保育標準時間認定を受けた子どもの延長保育の需要の動向を見極め、保育士の確保等、体制の整備に努めます。	住民課
8	休日保育事業	日曜・祝祭日の保育の実施については、現在の人数や体制での実施は難しいため、需要の動向を見極め、保育士の確保等、体制の整備に努めます。	住民課
9	病後児保育	病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭で保育に支障があるケースなどに対応するため、病院等で児童を預かるサービスです。医療機関等と連携のもと、施設や体制の整備等、実施に向けて検討していきます。	住民課
10	特定保育事業	短時間勤務や隔日勤務などで、週2、3日程度又は午前か午後のみなどの利用を受け入れる事業です。引き続き、一時預かり事業（一時保育）で対応します。	住民課
11	乳児保育事業	育児休業終了後の児童の保育については実施していますが、産後休暇終了後の0歳児の保育は現体制では難しいため、設備や体制の整備に努めます。	住民課

3 子育て支援のネットワークづくり

子ども・子育て支援法では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」ことが基本理念として掲げられています。

地域の連携による子育て支援体制の確立に努めるとともに、住民に対し、十分情報が周知されるように子育てハンドブックや広報紙等を通じて情報提供を行っていきます。

No	事業名	内容	担当課
12	地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、関係機関との連携に努め、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。	住民課 教育委員会 健康福祉課
13	子育てハンドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービス等が、十分周知されるよう、子育てハンドブックの作成・配布等により情報提供を行います。	住民課 健康福祉課 教育委員会
14	子育てに関する意識啓発	住民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるように、子育てハンドブックや広報紙等を活用して意識啓発を図っていきます。	住民課 健康福祉課 教育委員会

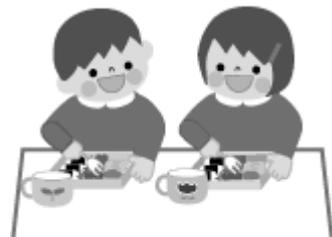
4 地域資源を活用した児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に深刻な影響があると考えられます。そのため、地域における子どもの居場所づくりの推進及び児童の健全育成を図るために学童保育所や絵本の館を拠点とした、様々な健全育成活動の充実を図ります。

No	事業名	内容	担当課
15	地域全体で取り組む絵本を活用したまちづくりの推進	君の椅子贈呈事業の実施時に子育て支援センター、教育委員会、健康福祉課が連携し、「赤ちゃんの幸せを願う」気持ちを共有しながらブックスタート事業を行います。また、移動図書館「絵本キャラバンカー」を活用した読み聞かせやおはなし会などを行います。	住民課 教育委員会 健康福祉課



No	事業名	内容	担当課
16	君の椅子プロジェクト(出産記念品贈呈事業)の推進	誕生した赤ちゃんが、健やかに育つようにとの願いと、温もりのあるまちづくりをめざして、平成19年度から、出産記念品として「君の椅子」、絵本、子育て支援センターからの誕生カードを贈呈しています。町を挙げて子どもの誕生を祝福するとともに、地域全体でその喜びをわかちあい、子どもの成長を温かく見守ります。出産記念品の贈呈については、生後100日前後に、町、自治会、絵本の里を創ろう会から絵本の館において贈呈します。	住民課
17	放課後子ども教室の充実	絵本の館において「わくわく子ども広場」を開催し、放課後や週末に子どもたちが、安全で安心して遊ぶことができる場所として、おはなし会や工作など様々な体験活動や地域住民と交流活動を行います。	教育委員会
18	ボランティア活動の充実	少年団等リーダー養成研修会、ジュニアリーダー研修会、高校生のボランティアクラブ等のボランティア活動を通じて児童の健全育成を図ります。今後も、内容を精査して実施するとともに、活動機会を提供します。	教育委員会
19	学校施設の一般開放及び有効活用の推進	学校施設を一般住民に開放することを積極的に推進し、子どもや親子の居場所づくりの拡充に努めます。今後も、体育館・グラウンド等の開放を実施していきます。また、余裕教室が発生した場合には、有効活用を図り、子どもや保護者同士のふれあいを推進します。	教育委員会
20	子ども会の組織再編と活動促進	少子化の影響を大きく受けていますが、小さな子ども会の組織を統合するなどの単位子供会再編で存続に努めていきます。連合会において単位子供会の活躍促進に向けてのさらなる方針を検討していきます。	教育委員会



第2節 子どもが健やかに育つ環境づくり

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、母親学級等の母子保健における、健康診査、訪問指導、保健指導・相談等の充実が必要です。

安全且つ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導の強化、思春期保健対策等により、子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます。

1 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健康診査については、平成24年度から2歳児を対象とする健診をスタートし、継続して子どもの発達確認を行う体制を整備しています。引き続き、疾病や障がいの早期発見、対応・支援のために、各診査について、受診の促進とフォロー体制の充実に努めます。

No	事業名	内容	担当課
21	不妊治療費助成事業	子どもを生み育てようと希望しているにもかかわらず、授かることができない夫婦に対して、経済的負担の軽減のため、不妊治療費の全額助成（10万円を限度とし、通算5年間）をします。	健康福祉課
22	妊婦健康診査の適正受診の推進	妊娠期間内の母体と胎児の健康を守り、母子ともに健康な状態でお産ができるよう、14回分の費用及び町外医療機関受診のための交通費助成を実施します。	健康福祉課
23	妊婦・新生児訪問指導の推進	妊婦・新生児訪問指導を積極的に推進し、育児の不安感や悩みの早期解決を図ります。	健康福祉課
24	母親学級等の開設	安心して出産できる環境を整え、育児不安の軽減を図るため、母親学級等を積極的に開設し、母親同士のふれあいの場を提供します。 ・まんまるくらぶ（妊婦交流会） ・離乳食教室 ・ぴよまる学級（離乳食講習会） ・けんぷちっこ料理教室（幼児食教室） など	健康福祉課 教育委員会
25	各種健診の実施及び充実と促進	乳幼児の健康の確保のため、乳児健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診、4歳児健診を実施します。	健康福祉課
26	健診結果の説明と相談指導の強化	健診結果から、母親の育児不安や悩みについて共有し、助言することで育児不安の軽減を図ります。	健康福祉課

No	事業名	内容	担当課
27	虫歯予防の促進	幼児期からの虫歯罹患者が見られることから、乳児歯科指導、歯科検診及びフッ化物塗布を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、虫歯予防の啓発活動や健診時の指導の強化、及び受診しやすい体制の整備を図ります。	健康福祉課

2 食育の推進

子どもたちの心身の健全な発達のためには、栄養バランスのとれた食事を規則正しく食べることが重要です。家族そろっての食卓は家庭における食育の基本ですが、保育所・学校は集団で食育に取り組むことができる場です。保育所では、日々の給食を通して、楽しく食べること、食の関心を育むこと、生命の大切さを教えています。また、剣淵高校と連携して毎年菜園活動を実施しており、栽培作物を幼児が収穫し給食等に提供したり、収穫祭の中で親子がふれあう機会を設けたりするなど、栄養士を中心とした食育活動を実施しています。

また、乳幼児期の離乳食教室等では町栄養士が各期にあった食に関する情報を提供し、小学校でも授業や給食を通じた食育活動を推進しています。

引き続き、乳幼児期からの正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

No	事業名	内容	担当課
28	発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供	保健や教育をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室 ・乳幼児健診、歯科検診における相談・指導 ・町保育所と剣淵高校の連携による菜園活動 ・学校農園、「農の日」、「お弁当の日」 ・食育に関する情報の普及・啓発 など 	健康福祉課 住民課 教育委員会 農林課

3 思春期保健対策の充実

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。この時期の不安や悩み・ストレスが、不登校等の問題行動に結びつくこともあります。関係機関で連携をし、情報提供や正しい知識の普及を図ることで効果的な指導を行っていきます。

No	事業名	内容	担当課
29	性に関する健全な意識の かん養、性感染症予防に関する正しい知識の普及	10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。	教育委員会 健康福祉課

No	事業名	内容	担当課
30	喫煙や薬物に関する教育	保健所・医療機関、関連機関との連携を促進し、喫煙や薬物に対する正しい知識の普及に努め、喫煙や薬物等に関する教育を推進します。	教育委員会
31	学童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保、相談体制の充実	学校・医療機関等との連携を進め、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や地域における相談体制の充実を推進します。スクールカウンセラーやコーディネーター等の職員の配置は今後の主要な課題であることから、少人数授業やチーム・ティーチング等のきめ細かな授業体制の充実を図り、適切な教員の配置に努めていきます。	教育委員会 健康福祉課

4 小児医療の確保

子どもの健全な育成のためには、小児医療体制の確保が必要です。ニーズ調査結果でも、子育て支援に重要な施策として約6割から回答がありました。

子どもの健やかな育ちを支えるために、地域医療体制の確保に努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
32	町立診療所体制の充実	安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組んでいます。時間外、休日診療及び、緊急医療体制については、近隣医療機関と連携し、小児医療を安心して受けられる体制づくりに努めます。	診療所
33	感染症の予防	感染症の蔓延予防のため、各種予防接種を実施し、各保健事業を通じて働きかけます。また、広報紙等を通し、感染予防、啓発に努めます。児童に係る施設等の集団感染防止のため、予防啓発について保護者や地域の方にも理解、協力を得て進めます。	健康福祉課 住民課
34	休日や夜間の緊急医療体制などの医療情報の提供	子どもを持つ親が看護師や小児科医から子どもの症状に応じた適切なアドバイスを受けることができる、北海道が行う「小児救急医療電話相談事業」の普及啓発に努めます。また、休日や夜間の緊急医療体制や家庭でできる応急措置的な医療情報を提供します。	住民課 健康福祉課



第3節 親と子がともに成長する環境づくり

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、且つ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に努めます。

学校・家庭・地域等の地域資源のネットワークにより、子どもを生き育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力の向上を図り、親と子がともに成長する環境づくりに取り組みます。

1 次代の親の育成

将来、子どもたちは、親になり子どもを生き育てていきます。そのためのために、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの大切さを子どもたちへ教えていくことが、次代へ繋げていくための重要な役割と言えます。各分野が連携し、効果的な取組を推進します。

No	事業名	内容	担当課
35	育児・介護の分担等、家庭における男女共同参画の促進	家庭における男女共同参画を促進し、育児・介護の分担等、父親の育児参画を図ります。男女共同参画に関する記事を広報紙に掲載するなど広報活動を充実させ、住民への周知徹底に努めます。また、男女共に育児休業等が取得しやすい職場づくりを促進します。	総務課
36	中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	子どもを生き育てることの意義や、子どもや家庭の大切さの理解へ繋げるために、中高生が乳幼児とふれあう機会を積極的に設けます。 ・保育実習（剣淵中学校） ・手話や貼り絵の交流（剣淵高校） ・「福祉の先生」（剣淵高校） ・保育所の菜園活動（剣淵高校） など	教育委員会 住民課



2 子どもの生きる力の育成

学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てるという「生きる力」を育むことを掲げています。

一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導を行い基礎・基本を確実に習得させるとともに、体験的・問題解決的な学習を行っていきます。

No	事業名	内容	担当課
37	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫をし、基礎的、基本的な力が身に付くように、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	教育委員会
38	ゲストティーチャー等を招いての学校教育の活性化	絵本の里大賞受賞式に来町の絵本作家による学校訪問（絵本の里づくり実行委員会）の他、年に数回外部講師による授業を行っています。今後も、内容の充実を図り、学校の活性化の取組を推進します。	教育委員会
39	道徳教育の充実	基本的な生活習慣や集団でのマナー、ルールの育成のために、「やちだもの時間」や学校行事・学級活動を中心とした指導の充実に努めます。	教育委員会
40	地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進	「剣淵高校との連携」、「西原の里（西原学園・北の杜舎）」など、剣淵の農業・福祉・文化などの施設や人から、自分たちの住む地域の良さに気づかせる体験活動を実施します。	教育委員会
41	専門家による相談体制の強化	いじめ、少年非行の問題行動や不登校に対応するために、スクールカウンセラーやコーディネーター的な教員の配置などサポート体制の充実と少人数授業やチーム・ティーチング、習熟度別指導等のきめ細かな指導体制や適切な教員の配置を検討します。	教育委員会
42	子どもたちの豊かな心を育むネットワークづくり	学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくりを推進します。	教育委員会
43	学校におけるスポーツ環境の充実	スキー授業での町内指導者による指導や、中学校の部活動における外部指導者の導入など、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。	教育委員会
44	健康教育の推進	子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	教育委員会

3 教育環境の整備

子どもの教育の場である学校は、地域に開かれ、信頼される場である必要があります。そのために、家庭や地域社会と連携していくとともに、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開していきます。

No	事業名	内容	担当課
45	学校教育に対する適正な評価の実施	学校職員評価制度を導入し、学校職員の資質能力の向上と学校の活性化に努めています。学校教育目標の達成や課題の改善に繋げるため、教職員が自己目標シートを作成し、自己評価を行うことで教職員自身の資質及び能力の向上と学校の活性化を図っていきます。 今後も、教師一人ひとりの指導力の向上を図るための研究・研修活動を充実します。	教育委員会
46	安全で豊かな学校施設の整備	子どもに、安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。	教育委員会
47	児童生徒の安全管理	学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。 各学校で危機管理対応マニュアルの内容補完と見直しを進めます。	教育委員会
48	学校評議員制度の活用	平成 14 年度から小中学校に学校評議員を5名ずつ配置し、年に5回程度の会議を行っています。今後も、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭、学校との連携・協力を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会
49	地域に根ざした特色ある学校づくり	町立剣淵高校農業国際系列においては、学校の農場いっぱい、稲、野菜や美しい草花を育て、食物加工や農産物販売などを通し、農業全般の可能性を追求しています。 また、高齢化社会、福祉の充実に着目し、生活福祉系列を導入し、全員が介護福祉士をめざして日々の学習や実習に励んでいます。 今後も、地域の実情に応じた地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。	教育委員会
50	保育所と小学校との連携	保育所と小学校との間で、各施設での行事へ参加を促す等の連携を図ります。また、特別支援連絡協議会の中で、保育所と小中高等学校の児童生徒の状況について情報交換を実施しており、よりきめ細かな連携を進めていきます。	住民課 教育委員会

4 地域や家庭の教育力の向上

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的な繋がり希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

No	事業名	内容	担当課
51	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	公民館等の社会教育活動をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、親の心構え、子どもとの接し方など、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供や相談を行います。	教育委員会
52	世代間交流の推進	保育所児童と老人クラブ連合会との交流活動を実施しています。また、保育所児童が特別養護老人ホームへ訪問し、入居者との交流を図っています。引き続き、活動を実施していきます。	住民課
53	地域活動への教職員の自主的参加	地域における子育てに関連した様々な活動に、学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけていきます。	教育委員会

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育てることのできる環境づくりに努めます。

No	事業名	内容	担当課
54	子どもたちを有害環境から守るための取組	補導委員会、防犯協会等の関係機関・団体やPTA、主任児童委員、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、有害情報に対する家庭への情報提供を行います。	教育委員会 住民課
55	携帯電話やインターネットの安全な使い方の広報・啓発の推進	携帯電話やパソコンの普及により、子どもが出会い系サイトなどの有害情報に容易にアクセスできる環境にあることから、携帯電話サイトを含むインターネット等の持つ危険性や利用する上でのマナーなどを指導すると同時に、親に対してもインターネットの使い方についての講習や啓発活動を行います。	教育委員会

6 経済的負担の軽減

子育てには、教育費、医療費をはじめとし、多くの費用が掛かります。子どもを育てようと思っても、その経済的負担のために子どもを持つことを断念せざるを得ない家庭も少なくはないと考えられます。

また、「国民生活基礎調査」によると、平成24年の子どもの貧困率^{*}は16.1%となっており、子どもの貧困化が指摘されています。平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があると言えます。

子どもを持ちたいという親の願いを十分にかねえられるように、また、生まれ育った家庭環境にかかわらず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

※子どもの貧困率：国民生活基礎調査における子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の半分の額に満たない子どもの割合。等価可処分所得とは、世帯の収入から税金・社会保障料等を除いた収入を世帯人数の平方根で割って調整した所得。

No	事業名	内容	担当課
56	児童手当の支給	中学校修了までの児童養育している方を対象に、児童手当を支給します。	住民課
57	子ども等医療費助成事業	中学生までの医療費を助成します。	住民課
58	各種手当・助成金による経済的負担の軽減	上記の他、世帯の状況により各種手当・助成金による経済的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・遺児手当支給事業 ・児童扶養手当支給事業 ・特別扶養手当支給事業 など 	住民課
59	保育料の軽減	保育所の保育料については、第3子以降の児童は全額免除、ひとり親世帯等の児童は半額免除とします。学童保育所の保育料については、ひとり親世帯に半額を免除します。	住民課
60	学費の軽減	本町に住所を有する子弟で経済的に就学困難な者に対し、貸付を行う奨学資金制度の活用促進に努めます。また、小学校及び中学校に就学する児童生徒が経済的に就学困難と認められる保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒と認定し適正な援助を図ります。	教育委員会

第4節 仕事と家庭生活の両立の実現

共働き世帯の増加により、多くの子育て家庭が職業生活と家庭生活との両立について悩みを抱えています。平成25年度に実施したニーズ調査結果によると、母親の約75%、父親の約93%が就労中（産休・育休・介護休業中を含む）で、大半が共働き世帯であることがうかがわれます。

共働き世帯の支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、育児休業の取得や、短時間勤務など、働き方の見直しを進めることも必要です。

働き方の見直しや子育てに対する意識の啓発などを行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような支援に努めていきます。

1 働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が仕事と生活のバランスや仕事と子育ての両立を図ることのできる多様な働き方を選べるように「働き方の見直し」を進める必要があります。関係機関や地域住民への広報・啓発活動を行うことにより、これまでの働き方や子育てへの意識改革を図ります。

No	事業名	内容	担当課
61	多様な働き方を目指した意識改革推進のための広報・啓発・情報提供	子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力して子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされていることから、道・事業主・地域住民・関係団体等と連携を図り、広報・啓発・情報の提供を図ります。	町づくり観光課

2 仕事と子育ての両立の推進

共働き世帯の支援のためには、子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、育児休業の取得や、短時間勤務など、働き方の見直しを進めることも必要です。

仕事と子育ての両立支援のための意識の啓発に努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
62	仕事と子育ての両立支援のための保育サービスと意識の啓発	仕事と子育ての両立を支援するために、保育サービスの充実を進めていきます。また、男女がお互いに協力して子育てを行える働きやすい環境づくりのために、職場の理解を得られるよう働きかけるとともに、父親の育児休業取得や育児参加の促進を進めます。	住民課 町づくり観光課
63	家庭教育サポート企業の推進	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組み家庭教育サポート企業の参加促進を進めます。	教育委員会

第5節 子育てに配慮した安全安心の環境づくり

子どもと子育てを行う保護者が、安心且つ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

また、安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備、公園をはじめとした公共施設のバリアフリー化、防犯防災対策等により子育てに配慮した安全安心の環境づくりに取り組みます。

1 子育てしやすい住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の供給を支援することが必要です。

公営住宅の整備にあたっては、衛生面や健康面に配慮した住宅、保育に係わる支援施設の一体的整備や防犯性の向上等、安心して子育てがしやすい居住環境を整備することに努めます。

No	事業名	内容	担当課
64	多様化する世帯構成に対応した公営住宅の整備	公営住宅の入居申込みについては、世帯の特性・構成の実情を考慮し、子育て世帯に対する申し込み条件を緩和しています。また、子育て世帯がゆとりある生活を送れるよう、新たに整備する公営住宅の間取り・規模設定などにも反映させた設計を行います。	建設課
65	宅地・住宅情報の収集・提供体制の強化	公営住宅などの公共賃貸住宅、民間の空き地、空き家情報を町ホームページへ掲載し、住宅の確保に関する情報提供に努めます	建設課 町づくり観光課
66	シックハウス対策の推進	新規建設公営住宅等には、建材、塗料、接着剤等の使用材料にシックハウス対策品を採用し、完成後の有害化学物質の調査を行うなど万全の対策を行っていきます。	建設課



2 安全・安心まちづくりの整備

子どもや子ども連れの保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていきます。また、犯罪や交通事故等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、配慮した環境設計を行っていきます。

No	事業名	内容	担当課
67	安全で快適な道路環境整備	改修・拡幅、段差の解消などによる歩道の整備により、子どもや妊婦、ベビーカーなどに配慮した安全で快適な道路整備に努めます。	建設課
68	子育てに配慮した施設整備	妊産婦や乳幼児連れの方などが安心して外出できるように、施設整備の際には、トイレや授乳、オムツ替え等のスペースの確保やバリアフリー化を推進します。	建設課
69	公園の充実	身近な公園で子どもが安全に遊び、世代を超えて誰もが集えるよう、環境を整備し、安全な遊び場の確保に努めます。また、町有施設の取り壊しによる跡地を利用した公園整備や既存の公園の改修・整備についても、同様に努めます。	総務課 建設課
70	道路標識の調査	道路標識の現状調査を実施し、状況に応じて修理、取替えを実施します。	総務課 建設課
71	標識や赤色回転灯等の整備	標識や赤色回転灯等の整備に努めます。	総務課
72	防犯灯の設置・維持助成	自治会が設置・維持する防犯灯に対して助成を行います。	総務課

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

近年、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。

子どもが安全に日々を過ごせるよう、交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備に関する各関係機関との連携、自然災害に備えた防災訓練など、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応に努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
73	広報活動の充実	交通安全に関する記事を広報紙に毎月掲載し、今後も、広報活動を充実させ、住民への周知徹底に努めます。	総務課
74	交通安全教室の実施	警察・交通指導員との連携を図り、保育所・学校・各事業所等において、子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。	総務課

No	事業名	内容	担当課
75	犯罪意識の高揚と広報活動	不審者についての通報や登・下校時の見回り体制づくりを進めるとともに、より多くの人目によって子どもを犯罪被害から守るため、「子ども110番の家」旗の配布や広報紙等により防犯に関する啓発運動を進め、防犯意識の向上を図ります。また、スクールガード・リーダーによる通学路や学校の巡回指導と評価に基づく学校安全体制を確立します。	住民課 総務課 教育委員会
76	防災訓練の実施	災害の発生に備えて、保育所及び学校において、定期的に防災訓練を実施します。また、災害時の事前及び事後措置、保護者との連絡方法を検討し、災害時の連絡体制を確立します。	住民課 教育委員会



第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組

児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応その後の支援や、ひとり親家庭への自立支援、また、障がい児へのケア等、家庭に対するきめ細かな取組を進めるとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による悲しい事件を防ぐために、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応でできるような支援をしていきます。

また、被害を受けた子どもを保護した後も、親子の再統合へ向けて、適切な支援をしていくことが必要です。関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施していきます。

No	事業名	内容	担当課
77	児童虐待の発生予防	児童虐待の発生を未然に防ぐため、各種訪問、健診、教室等の機会を活用し、保護者の育児不安や悩みに対し支援を行い、必要に応じて関係機関との連携に努めます。	健康福祉課
78	ネットワークの設置	児童虐待をはじめとする要保護児童家庭に対する支援を行うことを目的に、要保護児童対策地域協議会を設置しています。協議会に代表者会議及びケース検討会を組織して、要保護児童に関する情報交換、発見・対応の検討、地域社会の啓発運動、その他協議を行っていきます。関係機関と連絡を密にしながら、取り組んでいきます。	住民課 教育委員会 健康福祉課 診療所

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。本町でも、ニーズ調査結果では、回答者の7.3%がひとり親世帯という結果が出ています。

ひとり親家庭が安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
79	民生委員・児童委員や関係機関との連携による相談・指導体制の充実	ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。	住民課

No	事業名	内容	担当課
80	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親の家庭等の母及び父と子に対し、保健の向上と福祉の保持及び増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	住民課
81	児童扶養手当の支給	母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給を今後も行っていきます。	住民課

3 障がい児に対する施策の充実

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受け入れ体制を整備します。

No	事業名	内容	担当課
82	各関係機関との連携強化	特別支援教育連絡協議会にて年に3～4回、情報交換を行っています。必要に応じて児童相談所や医療機関、こども通園センター等、各関係機関との連携を積極的に行い、施策内容の充実を図ります。	健康福祉課 教育委員会 住民課
83	相談、支援、指導体制の充実	障がい児を持つ保護者への相談、支援、指導体制の充実を図り、悩みや不安の軽減に努めます。各種乳幼児健診の他、電話や役場の窓口で相談に対応するとともに、保育所入所者においては、保健師との連携のもと相談・支援を行っています。また、生活学習支援職員を小・中学校に適正数配置し、今後も支援の必要な児童生徒に対する、一人ひとりのニーズに応じた相談、支援、指導を行います。	住民課 教育委員会 健康福祉課
84	特別支援教育の推進	特別支援教育協議会を開催するとともに、支援の必要な児童の教育的ニーズに対応した、特別支援教育を推進します。	教育委員会
85	障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れています。また、保育所と学童保育所はバリアフリー化に配慮した施設構造となっています。今後も、障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう、設備の維持や職員体制等の整備に努めます。	住民課
86	障がい児の早期療育体制の充実	乳幼児期の各種健診や訪問、関係機関との連携等を活用し、早期療育へ努めていきます。	健康福祉課

4 被害に遭った子どもへの対応

被害を受けた子どもの心のケアにあたっては、その立ち直りを支援するため、その悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

被害を受け心に傷を負った子どもに対して、関係機関が連携し、心理的ケアに努めていきます。

No	事業名	内容	担当課
87	被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減・支援するため、関係機関と連携し、心のケアの推進を図ります。	住民課 健康福祉課 教育委員会



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保策

計画期間における子ども・子育て支援サービスの見込量は、平成26年1月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」とします）に基づき、母親の就労希望を踏まえた「潜在」の家族類型[※]別の子ども数に、ニーズ調査結果から得た利用意向率を乗じて算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものとされており、本町の実情を考慮し、一部補正を行いました。

〔国から提示された全国共通で「量の見込み」を算出する項目〕

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
8	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

〔家族類型〕

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

※家族類型とは、ニーズ調査において保護者が「父親」又は「母親」と回答した人をタイプA（ひとり親）とし、「両親」と回答した保護者をタイプB～Fに分類したものです。タイプB～Fの分類については、ニーズ調査における父親、母親の就労状況の組み合わせから分類しました。この手順で分類された「現在」の家族類型をもとに、ニーズ調査の「パートタイム（フルタイム以外）で就労している母親のフルタイムへの転換希望」、「現在就労していない母親の就労希望」回答から、就労希望が実現するとみなした「潜在」の家族類型に分類しました。

第1節 幼児期の学校教育・保育の見込量と確保策

1 見込量

ニーズ調査結果に基づき、「国の手引き」による方法から推計した計画年間における保育所の見込量は、以下のとおりです。なお、本町の小学校就学前の児童は、ほぼ剣淵町保育所に入所しています。教育標準時間認定である1号認定については、町内に幼稚園がなく、他市町村の幼稚園へ通園されている方の有無もその年によって異なるため、その見込量は0となっています。

人数		27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量		48	46	41	41	40
	2号認定こども(3~5歳、保育所等利用希望者)	32	32	27	27	26
	3号認定こども(0歳)	2	2	2	2	2
	3号認定こども(1, 2歳)	14	12	12	12	12

なお、平成26年10月1日現在の保育所入所人数から、町が独自で推計した見込量は以下のとおりです。

人数		26年度 (実人数)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
見込量		69	73	69	61	52	49
	2号認定こども(3~5歳、保育所等利用希望者)	48	56	54	46	36	33
	3号認定こども(0歳)	3	3	3	3	3	3
	3号認定こども(1, 2歳)	18	14	12	12	13	13

(平成26年10月1日現在の保育所入所実人数を基準に推計したものの)

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町の将来的な児童人口は減少が見込まれます。引き続き、剣淵町保育所の定員90人を維持し、既設の施設で、教育・保育サービスを提供していきます。また、長時間の預かりへの対応や、保育士の確保に努めるとともに、職員の資質向上に努めていきます。

人数		27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)
確保策		90	90	90	90	90
	2号認定こども(3~5歳、保育所等利用希望者)	63	63	63	63	63
	3号認定こども(0歳)	3	3	3	3	3
	3号認定こども(1, 2歳)	24	24	24	24	24



3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児教育を望む保護者や就労状況にかかわらず利用できる保育所を希望される意見があったことから、剣淵町保育所を教育・保育を一体的に提供する認定こども園へ移行することを検討します。また、保育所と小学校との間で、各施設での行事へ参加を促す等の連携を図ります。特別支援教育連絡協議会の中で、保育所と小中高等学校の児童生徒の状況について情報交換を実施しており、よりきめ細かな連携を進めていきます。



第2節 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策

地域子ども・子育て支援事業は、新規事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を除き、次世代育成支援行動計画で掲げ、総合的な視点から推進してきた事業です。新規の事業である「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、国や周辺の市町村の動向をみながら検討していきます。

1 利用者支援事業

内容	子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
確保策	子育てに関する相談については、役場窓口や子育て支援センターで受けています。引き続き、相談等を受けるとともに、実施体制の強化に努めます。

2 地域子育て支援拠点事業

内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。剣淵町保育所にある子育て支援センターで実施しています。
確保策	引き続き、子育て支援センターにおいて実施していきます。また、ニーズ調査結果からは、利用者増が見込まれます。保健師との連携による事業を行い、子育て中の保護者への情報の周知や気軽に利用できるような体制づくりに努めていきます。

※1日当たりの利用組数とニーズ調査結果を踏まえ、年間のおおよその開所日数（250日）×1日当たりの利用組数（3組）で推計。

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【組/年】	544	750	750	750	750	750
確保策【箇所】	実施機関:子育て支援センター(1か所)					

3 妊婦健康診査

内容	妊婦健康診査にかかる費用、妊婦健康診査の受診先までの助成を行っています。
確保策	引き続き、町外の医療機関に委託し、診査にかかる費用の助成を行います。

※27年度以降は、妊婦健診を14回受診するとし、将来の0歳児数を乗じて推計。

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人/年】	185	168	168	168	168	168
確保策	実施場所:医療機関委託(町外)					

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

内容	乳児がいる全家庭を保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。
確保策	引き続き、全家庭を対象に実施していきます。

※27年度以降は、将来の0歳児数。

	25年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人/年】	10	12	12	12	12	12
確保策	実施機関:剣淵町役場 健康福祉課					

5 養育支援訪問事業

内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	養育支援が必要な家庭に対する援助について検討していきます。



6 子育て短期支援事業

内容	短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の住民のニーズに応じて、各関係機関と連携を図ります。

7 ファミリー・サポート・センター事業

内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の住民のニーズに応じて、実施の検討をします。

8 一時預かり事業（一時保育）

内容	乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。剣淵町保育所で実施しています。
確保策	引き続き、町内1か所でサービスを提供していきます。

※現状の利用状況を踏まえ、利用日数（月当たり5日）×利用人数（1人）で推計。

※25年度は、最大限の規定日数で利用した方がいたため、例年より大きい数字となっている。

（年間延べ人数）	25年度 （実績）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人/年】	98	60	60	60	60	60
確保策【箇所】	実施機関: 剣淵町保育所(1か所)					

9 延長保育事業

内容	保育認定を受けた乳幼児について、通常の保育時間を超えた保育を行う事業です。
確保策	保育短時間認定（8時間）を受けた子どもの延長保育について検討します。また、保育標準時間認定（11時間）を受けた子どもの延長保育については、現状の保育実施体制では実施が難しいため、需要の動向を見極めながら、職員の確保や実施体制の整備に努め、実施を検討していきます。

※「国の手引き」に準じて算出

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人】	4	3	3	3	3
確保策	検討				

10 病児保育事業

内容	子どもが急に病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。
確保策	町内での実施体制の確保は、現状では困難ですが、医療機関や保健師との連携強化を図り、子どもが病気の際の預かり先についての検討をしていきます。

※「国の手引き」に準じて算出

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人/年】	60	58	53	53	52
確保策	検討				

11 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

内容	労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。「みどりがくどう つちのこ館」で実施しています。
確保策	引き続き、町内1か所で実施をしていきます。

※「国の手引き」に準じて算出（学童登録者数）

		26年度 (実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込量【人】	低学年	54	41	29	35	33	38
	高学年	15	29	28	22	20	14
	合計	69	70	57	57	53	52
確保策	実施：みどりがくどう つちのこ館（1か所 定員70名）						

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	必要に応じて実施を検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
確保策	必要に応じて実施を検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

1 庁内体制の整備

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、経済など、庁内の様々な分野にわたります。

そのため計画に基づく各事業については、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。なお、計画の推進にあたっては、国、道とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

2 住民と協働体制の構築

子育て支援に係わる取組は、住民や関係団体等の参画が不可欠です。

このため住民や関係団体、学識経験者等で構成される子ども・子育て会議において、事業の評価・円滑な実施に向けて、意見の交換や連絡調整を行うなど、住民と町との協働体制を築いていきます。また、本計画の内容や実施状況については、広報紙や町ホームページを活用しながら、住民にわかりやすく周知を図ります。

第2節 計画の進行管理

内容	事業	担当課・関係機関
①庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎に正確に把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。	庁内担当者会議の開催	住民課 関係各課
②計画進捗状況の公表等 事業計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の公表等	住民課 子ども・子育て支援会議

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「子ども・子育て支援会議」を設置し、議論を行ってきました。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て支援会議で審議を行っていきます。また、本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確且つ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

1 剣淵町子ども・子育て支援会議設置要綱

平成26年3月4日 公布

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、剣淵町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 剣淵町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 剣淵町次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことがない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 剣淵町子ども・子育て支援会議委員名簿

	選出母体	住所又は役職	委員名
1	主任児童委員	仲町	梅基 文子
2	主任児童委員	藤本町	小柳 美和
3	学識経験者	藤本町	樫原 牧子
4	保育所保護者会	会長	尾崎 満
5	小学校 PTA	会長	穴戸 伸弘
6	小学校	教頭	早坂 まゆみ
7	絵本の里を創ろう会	事務員	藤井 美保
8	一般	西町	江口 由紀子
9	健康福祉課	主幹	松村 貴子
10	教育委員会	課長	足立 智行

3 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 25 年 12 月	町内小学生以下がいる全世帯に子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施
平成 26 年 1 月～2 月	ニーズ調査の集計
平成 26 年 3 月 24 日	第 1 回子ども・子育て支援会議の開催 ・新制度の概要説明 ・計画策定のためのニーズ調査集計結果報告 など
平成 26 年 3 月～4 月	サービス見込量の算出・検討
平成 26 年 7 月～10 月	次世代育成支援行動計画に係る検証 計画書素案作成
平成 26 年 11 月 10 日	第 2 回子ども・子育て支援会議の開催 ・新制度に伴う変更点の説明 ・計画素案の検討 など
平成 27 年 3 月 26 日	第 3 回子ども・子育て支援会議の開催 ・計画書の確認 ・計画書の公表と今後の進行管理について

剣淵町子ども・子育て支援事業計画

発行：剣淵町役場 住民課

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号

TEL：0165-34-2121 FAX：0165-34-2577

